

成年後見制度 審判請求費用の助成申請をされる方へ (案)

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の申立（審判請求）をされた方で、一定の要件に該当する場合は、瑞穂市成年後見制度利用支援事業により助成が受けられます。

1 助成の対象となる方

申立人と本人（※）の双方が、以下の要件に該当する方です。

※本人とは・・・市内に居住し、瑞穂市に住民登録されている65歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者その他の精神上的の障がいなどにより判断能力が十分でない方で、家庭裁判所の審判を受け、民法に規定する成年被後見人、被保佐人、被補助人となった方を指します。

助成対象となる要件

【申立人の要件】※申立人は、瑞穂市外在住でも申請することができます。

申立人について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 収入、預貯金及び即時に換金可能な資産が乏しく、申立費用の助成を受けなければ、本人の成年後見制度の利用が困難な状況にある方



(2) については、具体的に以下の（ア）から（ウ）全てに該当する方です。

- ア 申立人の市県民税が非課税
- イ 申立人の年間収入が、150万円以下
- ウ 申立人の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の合計額が100万円以下

【本人の属する世帯の要件】

本人の属する世帯について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 生活保護を受給している世帯
- (2) 収入、預貯金及び即時に換金可能な資産を有していない世帯



(2) については、具体的には、以下の（ア）から（ウ）の全てに該当する方です。

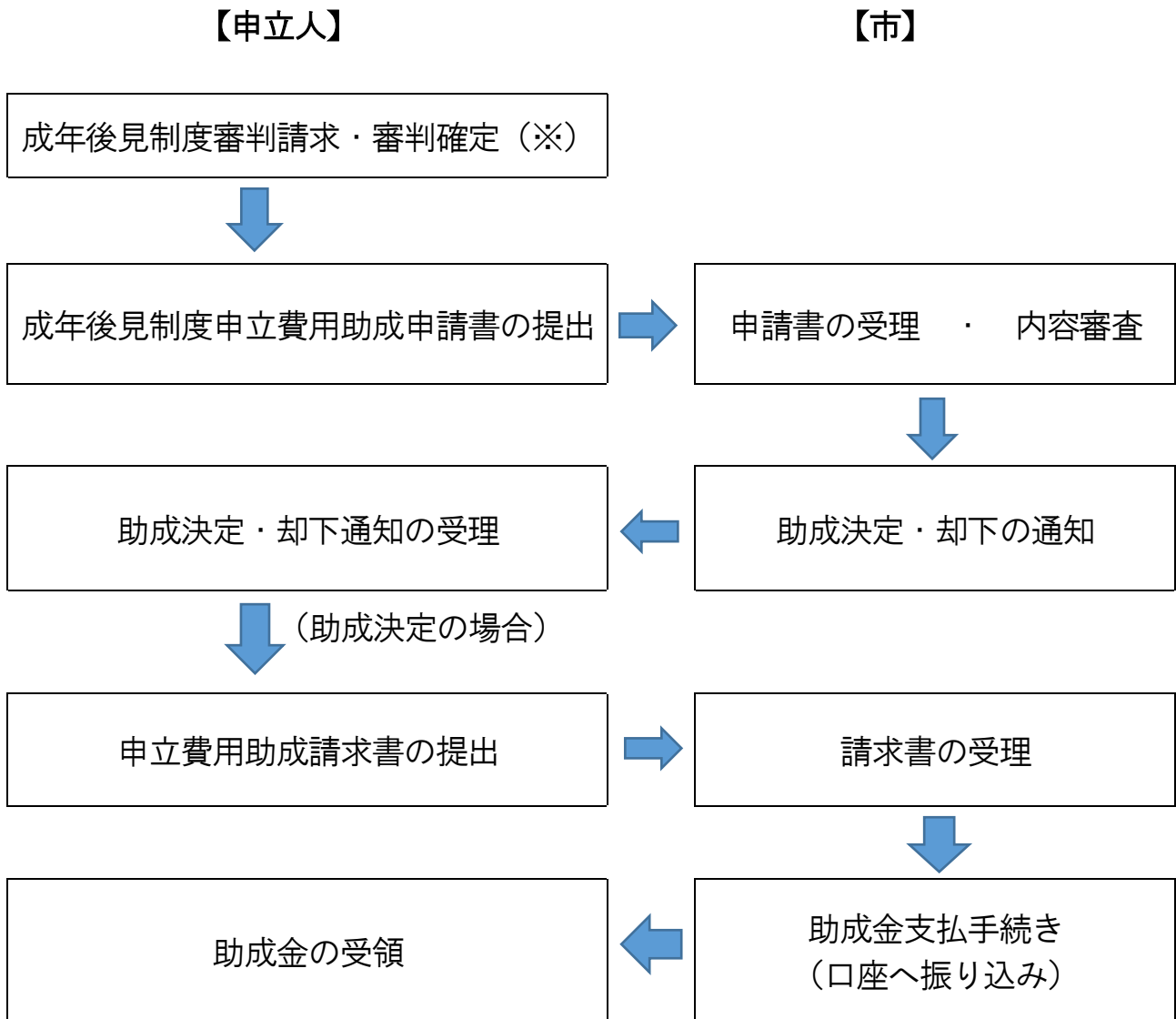
- ア 本人の属する世帯の市県民税が非課税
- イ 本人の属する世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ウ 本人の属する世帯の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の合計額が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

2 対象となる経費

助成対象となる経費は、審判請求に必要な手数料、登記印紙代、鑑定料、診断書の作成費用その他審判請求に必要な費用です。

*対象となる審判の確定日が令和3年4月1日以降であることが必要です。

3 助成までの流れ



※申立費用の助成は、家庭裁判所の審判確定後に行います。申立が必要であるが、申立費用の負担が困難な場合は、予め、市にご相談ください。

4 申請に必要な書類

- (1) 成年後見制度申立費用助成申請書（様式第1号）
- (2) 家庭裁判所の後見等開始審判書の写し
- (3) 審判確定が分かる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
- (4) 申立人の収入・資産等の状況を確認できる書類（給与又は公的年金の源泉徴収票の写し等）
- (5) 本人の属する世帯員の収入・資産状況を確認できる書類
- (6) 審判請求費用の証拠書類（領収書の写し等）
- (7) その他必要な書類



- ア 申立人に関する書類（市外に住所を有している場合）
- *生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」
 - *生活保護を受給していない場合は、「申請日の属する年（申請が1月～6月の場合は前年）の1月1日の住所地の市県民税非課税証明書
 - *住民票の写し
- イ 本人（成年被後見人等）に関する書類（事情により本人が市外に住所を有する場合）
- *本人が属する世帯が生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」
 - *生活保護を受給していない場合は、「申請日の属する年（申請が1月～6月の場合は前年）の1月1日の住所地の市県民税非課税証明書（世帯員全員分）
 - *住民票の写し（世帯員全員分）

【問い合わせ先（担当課）】

「65歳以上の高齢者の方の場合」

瑞穂市地域福祉高齢課 電話 058-327-4126

「知的障がい者・精神障がい者等の方の場合」

瑞穂市福祉生活課 電話 058-327-4123